

「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（案）概要版

1. 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的な考え方について（計画案P1～P3）

(1) 計画の基本的事項

項 目		第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の方向性
①	計画の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画 ・「第3次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画
②	計画期間	8年間（令和5（2023）年度～令和12（2030）年度）
	（計画の見直し時期）	概ね4年後に社会状況等の変化を踏まえ、中間見直し
③	対象とする地域	枚方市域全域
④	計画の主体	本市の温室効果ガスの排出に関わるすべての市民・市民団体、事業者、行政のあらゆる主体
⑤	対象とする温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・二酸化炭素（CO₂） ・メタン（CH₄） ・一酸化二窒素（N₂O） ・ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

2. 枚方市の温室効果ガス排出量の現状（計画案P4～P5）

(1) 枚方市の温室効果ガス排出量の現況推計

枚方市の令和元（2019）年度における温室効果ガス排出量は、2,219,040 t-CO₂であり、基準年度である平成25（2013）年度の排出量と比較して594,482 t-CO₂（約21.1%）の削減となり、前計画の短期目標（令和4（2022）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガス排出量を12%以上削減）を上回る結果となりました。

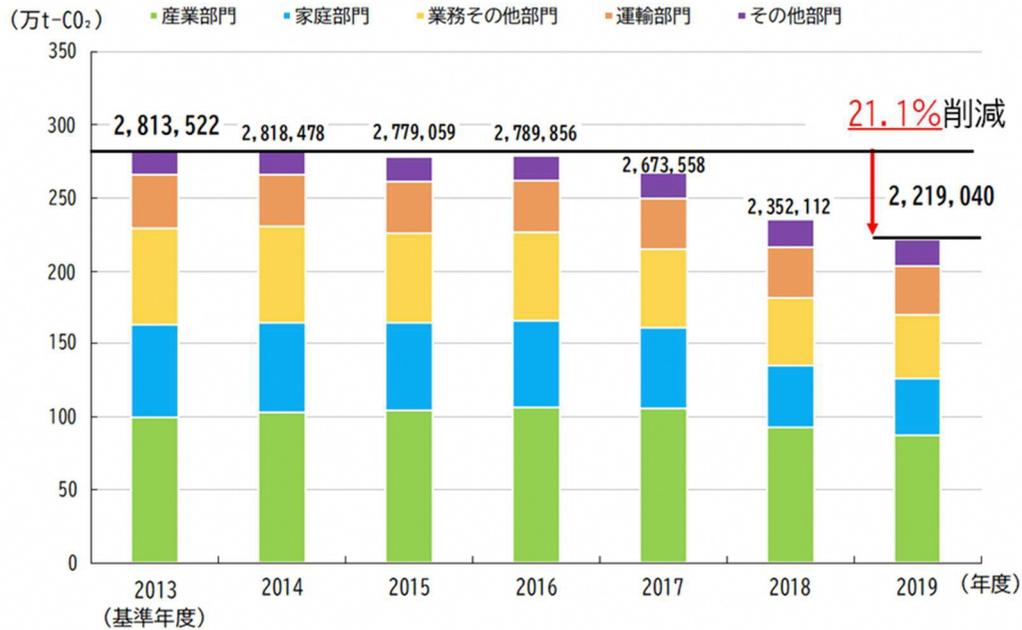


図 温室効果ガス排出量の推移

枚方市域の令和元（2019）年度の部門別の二酸化炭素排出量の内訳を見ると、産業部門が全体の約42%で最も多く、次いで、業務部門が約21%、家庭部門が約18%となっています。

二酸化炭素排出量の部門別内訳を国と比較すると、枚方市では産業部門、業務部門、家庭部門の比率が高く、運輸部門の比率が低い傾向にあります。

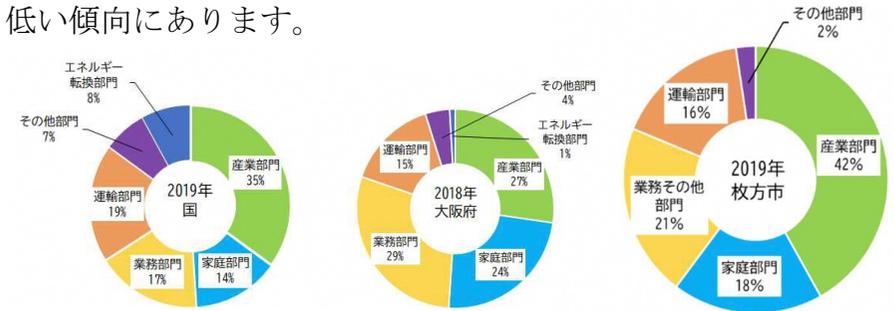


図 2019年度の二酸化炭素の部門別構成割合

令和元（2019）年度の部門別の温室効果ガス排出量は、平成25（2013）年度と比較して、家庭部門で約39.5%、業務部門で約34.6%、産業部門で約12.1%、運輸部門で約6.7%減少しています。一方で、その他部門では約20.3%増加しています。

市域における温室効果ガスのガス種別の割合を確認すると、約94%が二酸化炭素であり、大半を占めています。

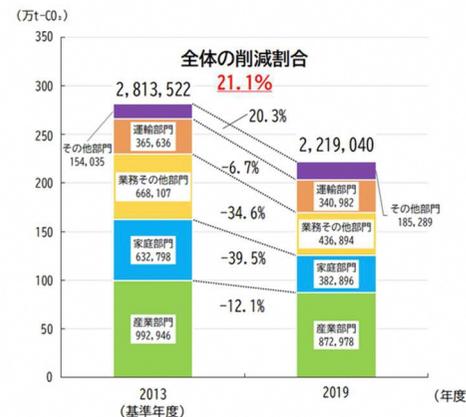


図 温室効果ガス総排出量の比較

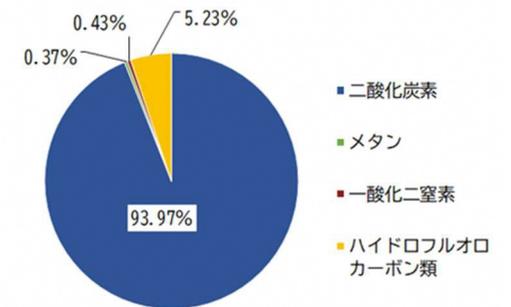


図 2019年度の温室効果ガスのガス種別構成割合

3. 枚方市の地球温暖化対策のロードマップ（計画案P6～P12）

（1）枚方市の温室効果ガス排出量の削減目標

長期目標 令和32（2050）年度までに
温室効果ガス排出量を**実質的にゼロにする**

中期目標 令和12（2030）年度
温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比で**47%以上削減**

「中期目標」は、国の「地球温暖化対策計画」に示された部門別の削減目標や本市の地域特性、及び国が実施する施策と本市で実施する施策によって市域において期待される削減効果を踏まえ、令和12（2030）年度を目標年度として、平成25（2013）年度比で47%以上の削減とします。

（2）2050年カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ

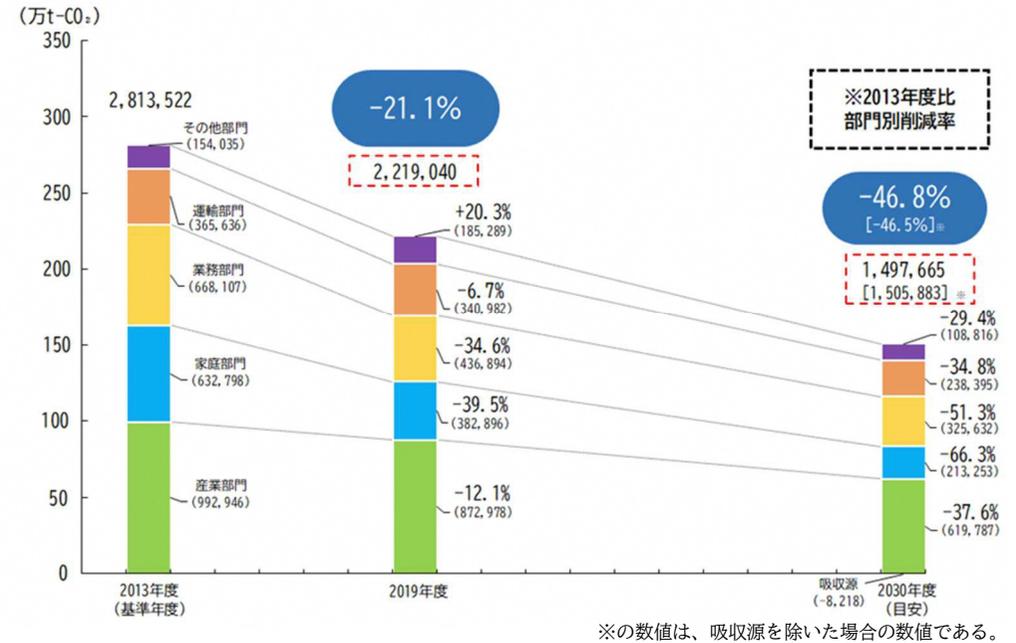
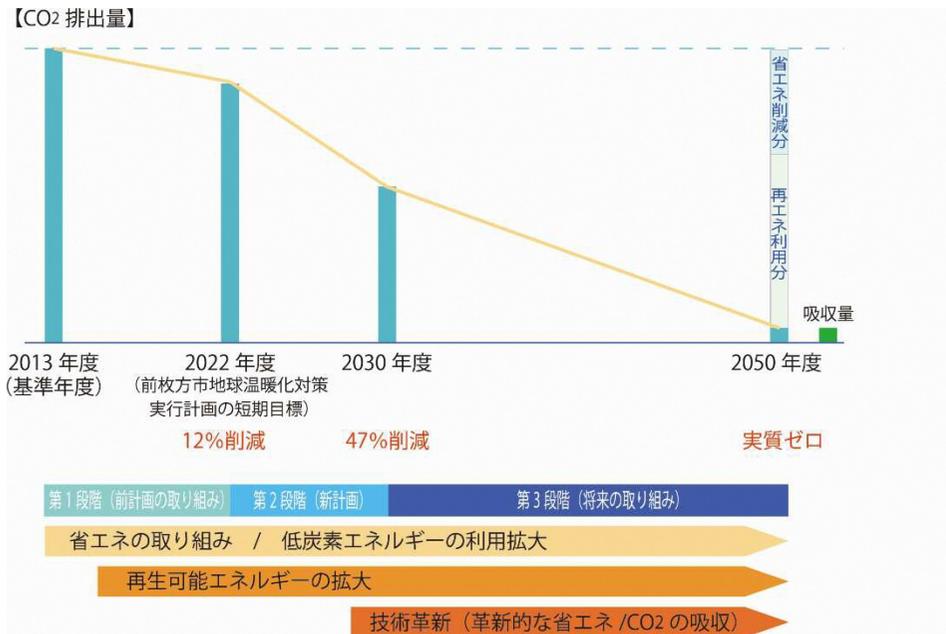
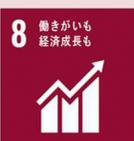


図 国の部門別温室効果ガス排出量の削減目標に基づく枚方市の排出量の目安

- 令和12（2030）年度に向けては、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を見据え、建築物の省エネ化や市民・事業者などによる省エネルギーの取り組みを進めることで、エネルギー・資源の使用量を極力、削減するとともに再生可能エネルギーの普及促進によりエネルギー使用に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減し目標を実現する。
- 令和12（2030）年度以降は、さらなる取り組みを進めていくとともに、森林吸収やカーボンリサイクル技術などの脱炭素社会に向けた技術革新による二酸化炭素の吸収・固定化により、「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を実現する。

（3）計画の基本方針と関連するSDGsのゴール、取り組みの方向性について

基本方針と関連するSDGsのゴール		取り組みの方向性		
1. 再生可能エネルギーの普及拡大	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	1-1 再生可能エネルギーの導入拡大
		 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	1-2 再生可能エネルギーの利用拡大
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>		 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	2-1 脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>		 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	2-2 事業活動における省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	
2. 省エネルギー・省CO ₂ 活動の普及拡大				3-1 環境への負荷が少ない交通体系の実現
3. 脱炭素化につながる環境整備の推進				3-2 ヒートアイランド対策と緑の機能を活かした脱炭素型のまちづくり
4. 脱炭素化に向けた循環型社会の構築				4-1 ごみの発生抑制とリサイクルの推進
				4-2 廃棄物処理における脱炭素の推進

※気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の一部として位置づけます。なお、内容が複数の基本方針等にまたがることから、4つの基本方針とは別の項目として設定します。

4. 温室効果ガス排出量削減に向けた施策の展開（計画案 P13～P32）

基本方針1	取り組みの方向性	施策の方向性	主な施策
1. 再生可能エネルギーの普及拡大	再生可能エネルギーの導入拡大	地域で自家消費型の再生可能エネルギーの導入を進め、脱炭素化に向けて、電力の地産地消を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への再エネ導入 ・市民への太陽光、蓄電池の導入促進 ・再エネの導入事例や効果などを広く情報発信 ・ソーラーカーポートやため池の水面貸しなど、様々な未利用地への再エネ導入
	再生可能エネルギーの利用拡大	市民、事業者への再エネ電力の普及を進め、家庭や事業活動における調達電力の100%再生可能エネルギー化を推進し、脱炭素化されたエネルギーの利用を拡大していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への「再エネ電気」の導入促進 ・事業者に対して、産地証明された再エネ100%電力の導入を促進

基本方針2	取り組みの方向性	施策の方向性	主な施策
2. 省エネルギー・省CO ₂ 活動の普及拡大	脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けた省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	脱炭素型のライフスタイルへの転換に向けたライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における環境教育・環境学習の充実 ・学校における環境教育・環境学習の充実
		地球温暖化対策に関する情報について幅広く情報提供するとともに、各主体間で情報共有・情報交換するなど双方向でのコミュニケーションを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ZEHの普及拡大、省エネ相談会の実施 ・省エネルギーにつながる高効率設備、機器の導入を促進 ・ZEH化・省エネ化に関する情報発信
		「NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議」と連携し、環境情報コーナーを活用し、脱炭素の普及啓発活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境コミュニケーションの促進 ・省エネルギー・省CO₂型のライフスタイルへの転換を促進
	事業活動における省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	「枚方市地球温暖化対策協議会」などと連携し、市内事業者の地球温暖化対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・省CO₂活動の促進 ・国・府の支援制度の情報発信 ・省エネ機器等の導入を促進
		市内事業者との連携により、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への情報発信 ・脱炭素の取り組みをまちづくりに生かす人材の育成や脱炭素に取り組む事業者とのマッチングの促進 ・省エネルギー設備・機器の導入促進

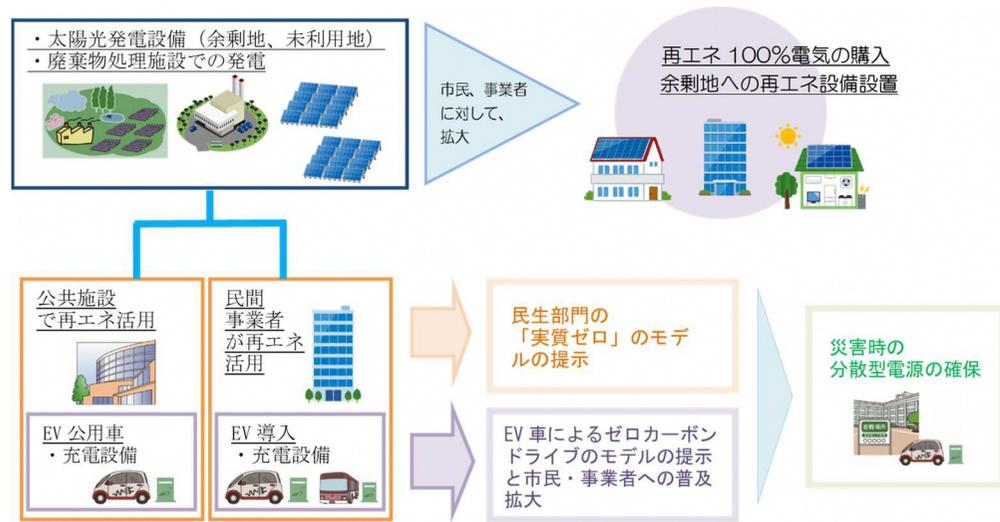
基本方針3	取り組みの方向性	施策の方向性	主な施策
3. 脱炭素につながる環境整備の推進	環境への負荷が少ない交通体系の実現	コンパクトなまちづくりと交通施策などの連携といった「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の取り組みの一つとして、公共交通を持続可能なものとし、公共交通機能の確保などに向けた取り組みを行うとともに、自動車交通の脱炭素化の推進や、歩行者・自転車にやさしいまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> EV・FCV等の公用車への率先導入 「EV・FCV普及連絡協議会」を設立し、市民・事業者へのEV・FCVの普及拡大や充電設備の充実を図る 公共交通機関の1つであるバスにEVバスを導入し、運輸部門の二酸化炭素排出量実質ゼロのモデルを示す 京阪本線連続立体交差化など、交通流対策を推進
	ヒートアイランド対策と緑の機能を活かした脱炭素型のまちづくり	ヒートアイランド対策として、打ち水や緑のカーテンの取り組みを推進するとともに、気候変動の影響に対応するため、災害対策の推進や、生態系の変化を把握するための定期的な自然環境調査を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 緑のカーテンや打ち水、ミスト発生器などを活用したヒートアイランド対策や熱中症対策を実施 概ね5年ごとに自然環境調査を実施し、調査結果を活用し、生物多様性の重要性等について普及啓発
		里山や公園、緑地、農地など緑の保全と創造により、吸収源を確保するとともに、ヒートアイランド対策にもつながる、まちなか緑化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 森林ボランティアの育成や、里山ボランティア活動団体への支援 公園、緑地の計画的な整備 市民の自主的な緑化活動を支援

基本方針4	取り組みの方向性	施策の方向性	主な施策
4. 脱炭素化に向けた循環型社会の構築	ごみの発生抑制とリサイクルの推進	市民・市民団体、事業者、市が連携・協力しながら脱炭素化に向けて、食品ロスの削減など、ごみの発生抑制を最優先として、4Rの取り組みを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> 講演会や見学会などを開催し、市民のごみに対する意識向上を図る 「ひらかた夢工房」における市民ボランティア活動の促進
		使い捨てプラスチックの使用抑制やポイ捨て防止の啓発活動など、プラスチックごみ削減に向けた取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 市民・市民団体、事業者、市との連携により、使い捨てプラスチックの削減やプラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動に向けた取り組みを推進
	廃棄物処理における脱炭素の推進	廃棄物処理施設において、ごみ処理に係る省エネルギーの取り組みを進めるとともに、廃熱を利用した発電を進め、廃棄物処理における脱炭素化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設において、廃熱を利用した発電を行い、施設で活用 ごみ処理に係る省エネルギーの取り組みを推進

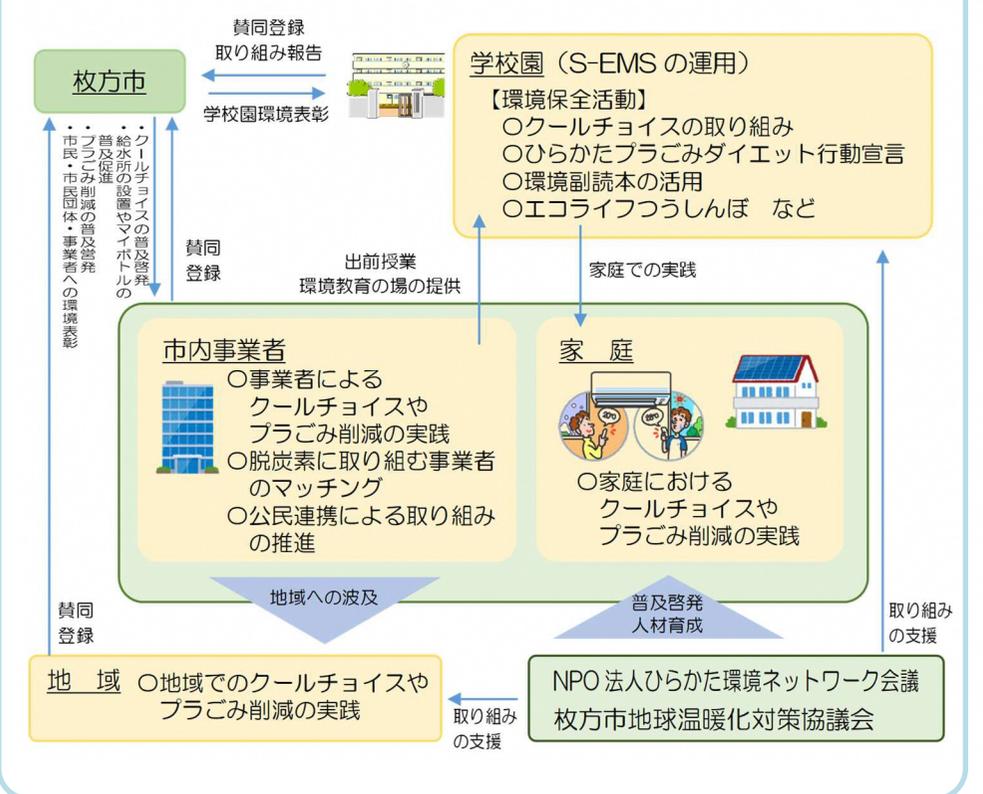
<各基本方針を横断する基盤的な地域脱炭素の取り組み>

令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量の削減目標の達成、さらには、2050年カーボンニュートラルを実現するためには、4つの基本方針を踏まえたより具体的な施策を着実に推進していくことが重要となります。そこで、脱炭素と本市が抱える地域課題の同時解決をめざす「ネット・ゼロシティ Hirakata style」として、市民・市民団体、事業者、市との連携による各基本方針を横断する基盤的な地域の脱炭素の取り組みを推進します。

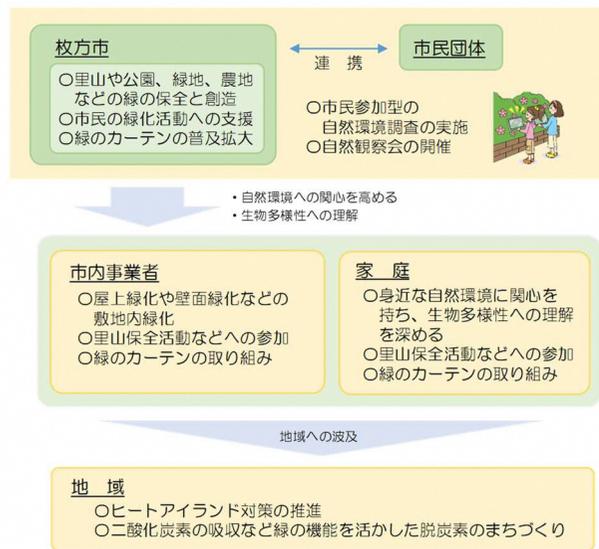
取り組み例1：再エネ×電動車



取り組み例2：再エネ・省エネ×プラごみ削減×環境教育・情報発信

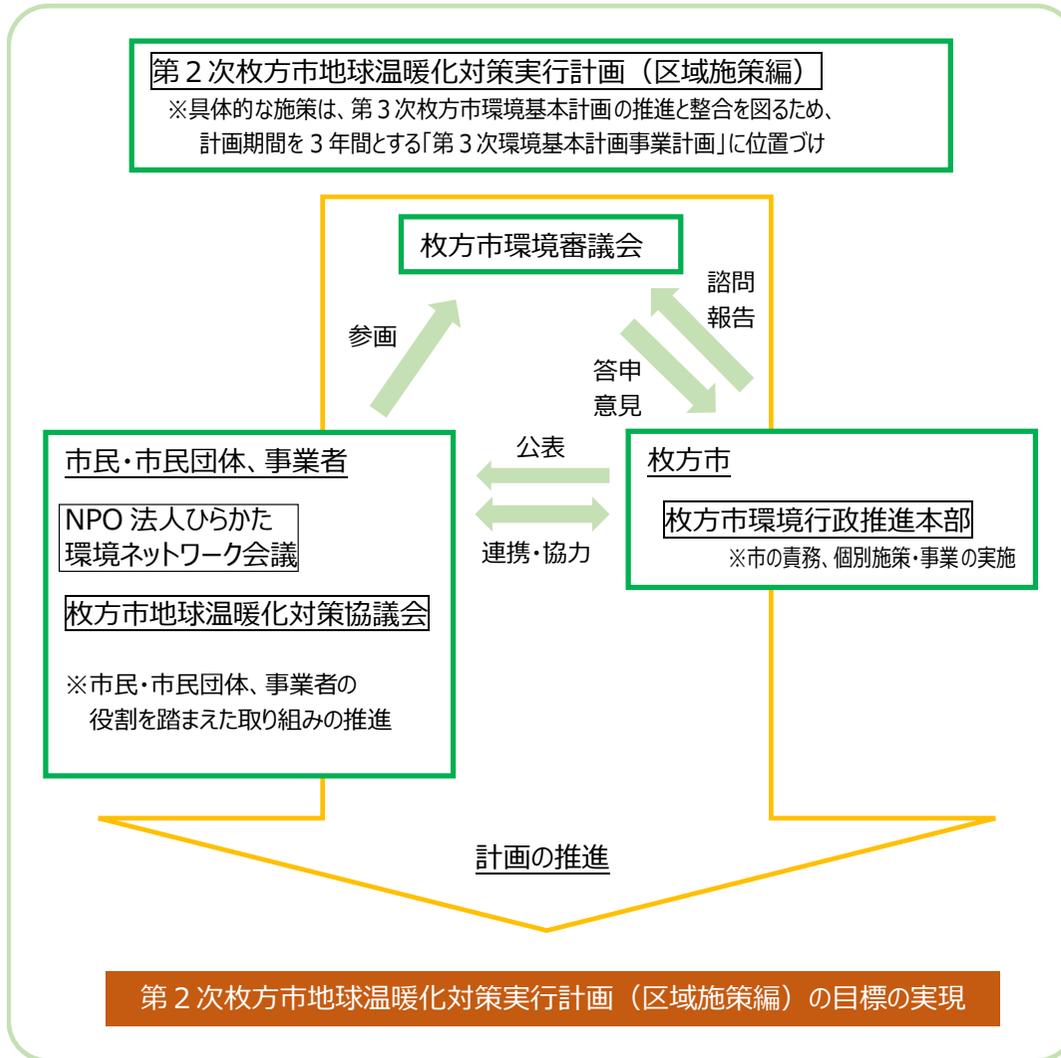


取り組み例3： まちなか緑化・生物多様性 ×環境教育・情報発信

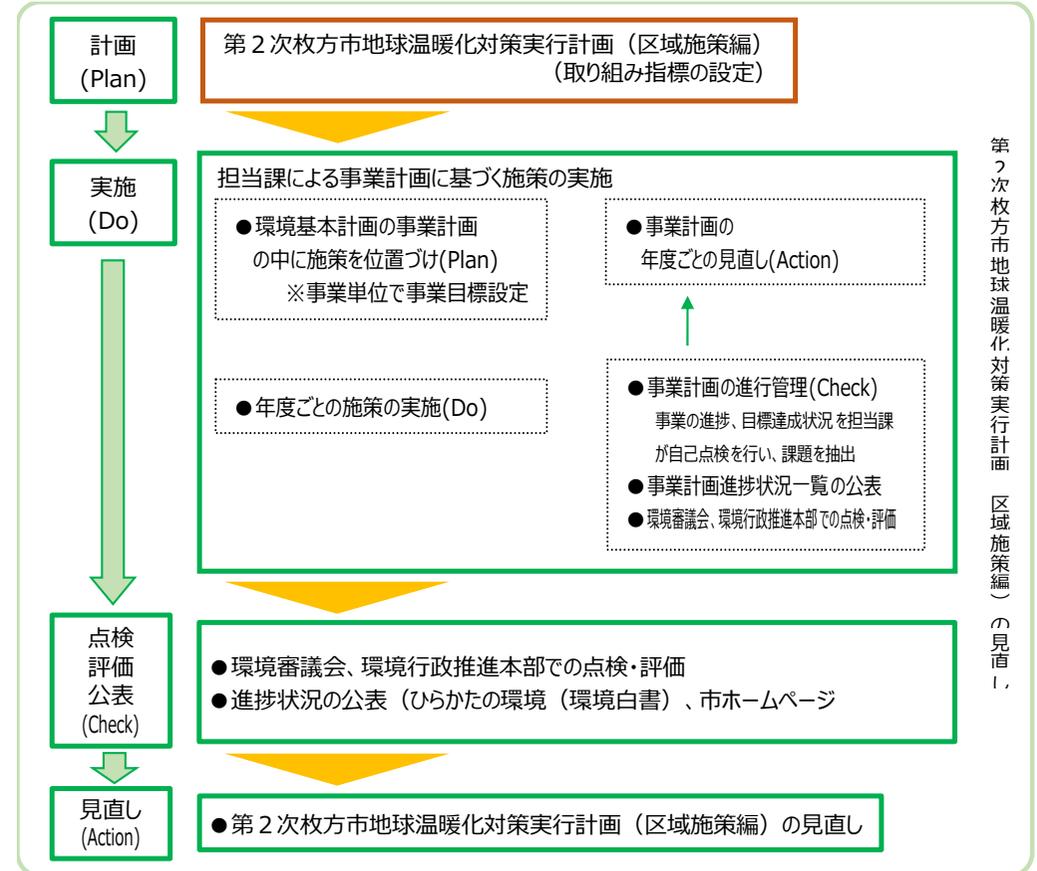


5. 計画の推進体制と進行管理（計画案 P39～P40）

①計画の推進体制と進行管理のイメージ



計画の推進体制のイメージ



計画の進行管理のイメージ